

## 諸塚村任意予防接種費用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、任意で予防接種（以下「任意予防接種」という。）を受ける者に対し、その費用の一部を助成（以下、「任意予防接種助成」という。）することによりその経済的な負担の軽減を図り、感染性疾患等の発症及び蔓延を予防することを目的とする。

### (接種対象者)

第2条 予防接種の対象となるもの（以下「対象者」という。）は、当該接種日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民基本台帳に記載され、かつ居住している者、その他、諸塚村長（以下「村長」という。）が対象者として認める者とする。ただし、保護者が諸塚村の住民基本台帳に記載され、かつ居住するもので、進学のために住民基本台帳に記載されていない、もしくは村外に居住しているものについては対象とする。

### (助成内容)

第3条 予防接種の種類、助成回数、助成額は対象者1人に対して別表に定めるものとする。ただし、接種費用が助成額を下回る場合は、接種費用を助成額とする。

### (償還払いの請求)

第4条 任意予防接種の助成を受けようとする者は、諸塚村任意予防接種費用償還払い申請書兼請求書（様式第1号）に医療機関の発行する領収書及び接種したことを証明する書類を添付して、村長に請求（以下「償還払いの請求」という。）するものとする。

### (償還払いの請求の期限)

第5条 各任意予防接種の償還払いの請求期限は下記のとおりとする。  
償還払いの請求の期限は、任意予防接種を受けた日の属する年度の末日とする。

### (償還払いの実施)

第6条 村長は、第4条の規定による請求があったときは速やかに審査を行い、相当と認める場合には償還払いを実施するものとし、相当と認めない場合には、諸塚村任意予防接種費用助成事業非該当通知書（様式第2号）を当該請求者に送付するものとする。

### (個人情報保護及び目的外使用の禁止)

第7条 任意予防接種事業の実施にあたっては、被接種者の個人情報の保護に努めるとともに、知り得た個人情報を当該事業の目的外に使用してはならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、任意予防接種助成に関し必要な事項は、村長が別に定める。

### 附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

平成29年4月1日改正。平成29年4月1日改正から適用する。

附則

平成30年12月25日改正。平成30年12月25日から適用する。

附則

令和2年4月1日改正。令和2年4月1日から適用する。

附則

令和3年3月16日改正。令和3年4月1日から適用する。

別表：助成内容

予防接種名	助成対象者	助成限度額	助成回数
成人麻疹風疹	23～45歳までのもの	6,500円	1回
流行性耳下腺炎	1～45歳までのもの	4,500円	2回

\*ただし、当該疾病にすでに罹患したことが明らかな者（麻疹風疹についてはいずれにも罹患している者）、当該予防接種を2回接種している者は対象としない。